

◎水戸地方裁判所規程第一号

下級裁判所事務処理規則（昭和二十三年最高裁判所規則第十六号）第二十八条の規定に基づき、水戸地方裁判所司法行政事務処理規程を次のように定める。

昭和六十三年三月二十二日

水 戸 地 方 裁 判 所

水戸地方裁判所司法行政事務処理規程

第一章 通則

第一条 水戸地方裁判所の司法行政事務の処理については、法律並びに下級裁判所事務処理規則（昭和二十三年最高裁判所規則第十六号。以下「規則」という。）及び裁判官以外の裁判所職員の任免等に関する規則（昭和二十五年最高裁判所規則第四号。以下「任免規則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第二章 裁判官会議による権限の委任

第二条 次に掲げる事項を除く司法行政事務は、常置委員会又は水戸地方裁判所長（以下「所長」という。）

に委任する。

一 水戸地方裁判所の規程の制定改廃

二 裁判事務の分配、裁判官の配置及び裁判官に差し支えがあるときの代理順序

三 司法行政事務の代理順序

四 二人以上の裁判官を置く簡易裁判所の裁判官に対する裁判事務の分配及び簡易裁判所の裁判官に差し支えがあるときの代理順序

五 簡易裁判所における裁判官の職務の代行

六 水戸地方裁判所の開廷日割

七 裁判官分限法（昭和二十二年法律第二百二十七号）第六条の申立て及び同法第八条の抗告に関する事項

2 常置委員会又は所長は、その委任を受けた事務のうち支部のみに関するものについて、その一部を当該支部長に委任することができる。

第三条 次に掲げる事項は、常置委員会が行う。

一 最高裁判所又は東京高等裁判所が任免権を有する職員の身分についての意見具申に関する事項

二 執行官規則（昭和四十一年最高裁判所規則第十号）第四条の規定による監督官及び監督補佐官の指名並びに総括執行官の任免、総括執行官代行者の指名及びその取消しに関する事項

三 民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第十二条（同規則第十三条において準用する場合を含む。）の許可並びに心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による審判の手續等に関する規則（平成十六年最高裁判所規則第十三号）第九条の許可のうち裁判官及び裁判所書記官についての許可

四 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第八十二条の規定による処分

五 専門委員及び民事調停委員の任命、解任、所属裁判所の指定その他の身分についての上申に関する事項

六 労働審判員の任命、解任、所属裁判所の指定その他身分についての上申に関する事項

七 各種委員の指名、選任、囑託、解任及び解囑に関する事項

八 精神保健審判員として任命すべき者の選任及び選任の取消し並びに精神保健参与員に指定すべき者の選任及び選任の取消し

九 簡易裁判所の事務の一部又は全部の移転

十 裁判所の設置、昇格、移転、廃止及び管轄区域の変更についての意見具申

十一 事務局の課の設置及び変更についての意見具申

十二 その他裁判官会議が特に常置委員会の議により行うことを決議した事項

第四条 前二条に規定する事項を除く司法行政事務は、所長が行う。

2 所長が任免規則第四条に掲げる裁判所書記官、裁判所事務官、裁判所技官、廷吏若しくは執行官の任免、補職若しくは勤務裁判所の指定又は檢察審査会事務官の勤務檢察審査会の指定をするには、あらかじめ常置委員会に諮問しなければならない。

3 所長は、前項の事務を処理したときは、その後最初に開かれる裁判官会議に報告しなければならない。

4 所長は、委任を受けた事務であっても、必要と認めるときは、裁判官会議又は常置委員会の議に付するものとする。

第三章 裁判官会議

第五条 定例の裁判官会議は、毎年三月、六月及び十二月に開くものとする。

第六条 所長が裁判官會議に議案を提出するには、あらかじめ常置委員会に諮問しなければならない。

第七条 所長以外の裁判官が裁判官會議に議案を提出するには、あらかじめ裁判官會議を構成する裁判官の三分の一以上の同意を得なければならない。

第八条 規則第十五条の二の規定により裁判官會議に出席して意見を述べることができる檢察審査会事務局長は、水戸檢察審査会事務局長とする。ただし、裁判官會議において適當と認めるときは、その出席を拒み、又はこれを退席させることができる。

第九条 裁判官會議において水戸地方裁判所の規程を制定し、及び改廃するには、出席裁判官の三分の二以上の賛成がなければならない。

第十条 裁判官會議の議事録は、事務局長、事務局次長又は事務局総務課長に作成させる。

第四章 常置委員会

第十一条 水戸地方裁判所に常置委員会を置く。

2 常置委員会は、第三条に定める司法行政事務を行い、及び所長の権限に属する事務につき、その諮問を受けて意見を述べるものとする。

3 所長が規則第十九条の措置を講ずる場合においても、常置委員会を開くことができるときは、その議を経なければならない。

第十二条 常置委員会は、次に掲げる者で構成し、所長が議長となる。

一 所長

二 本庁における部の事務を総括する裁判官

三 支部長

2 常置委員会は、所長が招集する。

3 定例の常置委員会は、毎年三月、六月、九月及び十二月に開くものとする。

4 常置委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

5 常置委員会の議事については、規則第十七条及び規則第十八条並びに第十条の規定を準用する。

第十三条 緊急の事情のため常置委員会を開くことができないときは、所長は、応急の措置を講ずることができる。この場合においては、次の常置委員会に報告しなければならない。

附 則

1 この規程は、昭和六十三年四月一日から施行する。

2 水戸地方裁判所司法行政事務処理規程（昭和三十八年水戸地方裁判所規程第一号）並びに常置委員会に行わせる司法行政事務の範囲について（昭和三十八年十二月十八日水戸地方裁判所裁判官会議議決）及び裁判官以外の裁判所職員の任免等に関する規則第七条第一項の規定による水戸地方裁判所の任免等に関する権限の委任について（昭和三十四年十二月五日水戸地方裁判所裁判官会議議決。次項において「議決」という。）は、昭和六十三年三月三十一日限り、廃止する。

3 この規程の施行前に廃止前の議決に基づき第四条第二項及び第五条に規定する職員について行われた任免、補職及び勤務裁判所又は勤務檢察審査会の指定は、この規程第四条第二項又は第五条の規定により行われたものとみなす。

附 則

この規程は、平成三年六月二十八日から施行する。

附 則

この規程は、平成四年六月二十六日から施行する。

附 則

この規程は、平成十年一月一日から施行する。

附 則

この規程は、平成十四年三月二十三日から施行する。

附 則

この規程は、平成十五年六月二十七日から施行する。

附 則

この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則

この規程は、平成十六年十二月九日から施行する。

附 則

この規程は、平成十八年三月十六日から施行する。

附 則

この規程は、平成二十年一月一日から施行する。